

付 属 資 料

資料 1. 環境基準（抜粋）

1. 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件	告示
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm 以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 (最終改正) 平成8年10月25日 環境庁告示第73号
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20 ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が、0.06 ppm 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 (最終改正) 平成8年10月25日 環境庁告示第74号
ベンゼン	1年平均値が、0.003 mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号 (最終改正) 平成30年11月19日 環境省告示第100号
トリクロロエチレン	1年平均値が、0.13 mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が、0.2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が、0.15 mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月9日 環境省告示第33号
※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。		

2. ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	告示
大気	0.6 pg - TEQ/m ³ 以下	平成11年12月27日 環境庁告示第68号 (最終改正) 平成21年3月31日 環境省告示第11号
水質（水底の底質を除く）	1 pg - TEQ/l 以下	
水底の底質	150 pg - TEQ/g 以下	
土壌	1,000 pg - TEQ/g 以下	
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg - TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が 250 pg - TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。		

3. 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する公共用水域及び地下水質の環境基準

項目	基準値	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	地下水質の環境基準	【参考】 水道水の水質基準
カドミウム		0.003 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下
全シアン		検出されないこと	検出されないこと	0.01 mg/ℓ以下
鉛		0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム		0.05 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
砒素		0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
総水銀		0.0005 mg/ℓ以下	0.0005 mg/ℓ以下	水銀
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	0.0005 mg/ℓ以下
P C B		検出されないこと	検出されないこと	—
ジクロロメタン		0.02 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素		0.002 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー		—	0.002 mg/ℓ以下	—
1, 2-ジクロロエタン		0.004 mg/ℓ以下	0.004 mg/ℓ以下	—
1, 1-ジクロロエチレン		0.1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン 〔1, 2-ジクロロエチレン〕		0.04 mg/ℓ以下 (シス型のみ値)	〔0.04 mg/ℓ以下〕 (シスとトランスの合計)	0.04 mg/ℓ以下 (シスとトランスの合計)
1, 1, 1-トリクロロエタン		1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	—
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.006 mg/ℓ以下	0.006 mg/ℓ以下	—
トリクロロエチレン		0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン		0.002 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	—
チウラム		0.006 mg/ℓ以下	0.006 mg/ℓ以下	—
シマジン		0.003 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下	—
チオベンカルブ		0.02 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	—
ベンゼン		0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
セレン		0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/ℓ以下	10 mg/ℓ以下	10 mg/ℓ以下
ふっ素		0.8 mg/ℓ以下 (海域には適用しない。)	0.8 mg/ℓ以下	0.8 mg/ℓ以下
ほう素		1 mg/ℓ以下 (海域には適用しない。)	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン		0.05 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
備考		昭和46年12月28日 環境庁告示59号 (最終改正) H31. 3. 20 環境省告示第46号	平成9年3月13日 環境庁告示10号 (最終改正) R2. 3. 30 環境省告示第35号	平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 水道水の水質基準は、 他にもあり、全部で51 項目に基準がある。
		<ul style="list-style-type: none"> ・基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 ・「検出されないこと」とは、当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

I 河川

(i) 河川 (湖沼を除く。)

ア

(S46.12.28 環境庁告示第 59 号 (最終改正 : H31.3.20 環境省告示第 46 号))

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

[備考] 1. 基準値は日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする (湖沼もこれに準ずる。)

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

(参考) 本市関係河川の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
風蓮川 (全域)	河川 A	イ	S50.4.1 指定 (北海道告示第 988 号) 達成期間の分類 イ ~ 直ちに達成
別当賀川 (全域)	河川 A	イ	
ヤウシュベツ川 (全域)	河川 A	イ	
ポンヤウシュベツ川 (全域)	河川 A	イ	

イ

(S46.12.28 環境庁告示第 59 号 (最終改正 : H31.3.20 環境省告示第 46 号))

類 型	水 生 生 物 の 生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ以下

〔備考〕 基準値は年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(参考) 本市関係河川の類型指定状況

対 象 水 域	該 当 類 型	達 成 期 間	備 考
風 蓮 川 (全 域)	河 川 生 物 A	イ	H25.3.26 指定 (北海道告示第 185 号) 達成期間の分類 イ ~ 直ちに達成
別 当 賀 川 (全 域)	河 川 生 物 A	イ	
ヤウシュベツ川 (全 域)	河 川 生 物 A	イ	
ボンヤウシュベツ川 (全 域)	河 川 生 物 A	イ	

(ii) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

(S46.12.28 環境庁告示第 59 号 (最終改正 : H31.3.20 環境省告示第 46 号))

類 型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全、及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN /100 ml 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN /100 ml 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

〔備考〕 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

(S46. 12. 28 環境庁告示第 59 号（最終改正：H31. 3. 20 環境省告示第 46 号）)

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
〔備考〕 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

(S46. 12. 28 環境庁告示第 59 号 (最終改正 : H31. 3. 20 環境省告示第 46 号))

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/以下	0.001 mg/l以下	0.03 mg/l以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.0006 mg/l以下	0.02 mg/l以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.05 mg/l以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.04 mg/l以下

〔備考〕 基準値は年間平均値。

II 海域

ア

(S46. 12. 28 環境庁告示第 59 号 (最終改正 : H31. 3. 20 環境省告示第 46 号))

類 型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (P H)	化学的酸素 要求量 (C O D)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN /100ml 以下	検出され ないこと。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	検出され ないこと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	—

〔備考〕 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(参考) 本市海域の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
根室海域(1) (根室港内)	海域 C	イ	S48.3.15指定 (北海道告示第642号)
根室海域(2) (根室港外)	海域 A	イ	
根室海域(3) (花咲港内)	海域 C	イ	H25.3.26指定 (北海道告示第186号) 達成期間の分類 イ～直ちに達成
根室海域(4) (花咲港外防波堤内)	海域 B	イ	
根室海域(5) (花咲港外)	海域 A	イ	
風蓮湖 (全域)	海域 A (ただし、CODについては5 mg/l以下)	イ	S50.4.1指定 (北海道告示第988号)

イ (S46.12.28 環境庁告示第59号 (最終改正: H31.3.20 環境省告示第46号))

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/l以下	0.02 mg/l以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/l以下	0.03 mg/l以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/l以下	0.05 mg/l以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/l以下	0.09 mg/l以下

〔備考〕 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水産1種: 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種: 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ (S46.12.28 環境庁告示第59号 (最終改正: H31.3.20 環境省告示第46号))

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/l以下	0.001 mg/l以下	0.01 mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/l以下	0.0007 mg/l以下	0.006 mg/l以下

Ⅲ 湖沼及び海域

底層溶存酸素量の水域類型及び基準値

(S46. 12. 28 環境庁告示第 59 号 (最終改正 : H31. 3. 20 環境省告示第 46 号))

類 型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 (日間平均値)
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/ l 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/ l 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/ l 以上

4. 騒音に係る環境基準 (H10.9.30 環境庁告示第64号 (最終改正: R2.3.30 環境省告示第35号))

地域の 類型	地 域 の 状 況	基準値 (等価騒音レベル)	
		昼 間	夜 間
AA	療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される 地域など特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2. 次表に掲げる地域に該当する地域 (以下「道路に面する地域」という。) については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域

地 域 の 区 分	基準値 (等価騒音レベル)	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
〔備考〕 車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

(道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値)

基 準 値 (等 価 騒 音 レ ベ ル)	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
〔備考〕 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下) によることができる。	

※ 環境基本法第16条第2項第2号イの規定による根室市長が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域

1 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

（騒音に係る環境基準について（H10.9.30 環境庁告示第64号、H24.3.30 根室市告示第30号）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く）	60デシベル以下	50デシベル以下

2 道路に面する地域

（騒音に係る環境基準について（H10.9.30 環境庁告示第64号、H24.3.30 根室市告示第19号）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 (6～22時)	夜間 (22時～ 翌日6時)
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60デシベル以下	55デシベル以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65デシベル以下	60デシベル以下
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く）	1車線以上		

注）幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。（騒音に係る環境基準について（H10.9.30 環境庁告示第64号）

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
75デシベル以下	70デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

（注）1. 基準値は等価騒音レベル（LAeq）

2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
5. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては、4車線以上の区間に限る。）等
6. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

5. 土壌汚染に係る環境基準 (H3. 8. 23 環境庁告示第 46 号 (最終改正 : H31. 3. 20 環境省告示第 48 号))

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05 mg 以下であること。
ひ素	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002 mg 以下であること。
塩化ビニルモノマー	検液 1ℓにつき 0.002 mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004 mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1 mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04 mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1ℓにつき 0.05 mg 以下であること。

〔備考〕 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、環境省告示に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNをいう。

資料 2. 規制基準（抜粋）

1. 大気汚染に係る規制基準

(1) 硫黄酸化物の排出基準 ～ K値規制

(大気汚染防止法施行規則第3条)

排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物量。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

- (注) 1. qとは硫黄酸化物の許容排出量（単位：0℃、1気圧の状態に換算したNm³/時）
 2. Kとは地域ごとに定められた値（根室市はK=17.5）
 3. Heとは補正された排出口の高さ（単位：m、煙突実高+煙上昇高）
 4. 昭和60年9月9日以前に設置された小型ボイラーは、当分の間適用が猶予される。
 5. 小型ボイラーとは、伝熱面積が10m²未満でバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で50ℓ/h以上のもの。
 6. ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関のうち、専ら非常用として用いられるもの

(2) ばいじんの排出基準

(大気汚染防止法施行規則別表第二)

主な施設の種類	排出ガス量区分 万Nm ³	On %	排出基準 (g/Nm ³)					当分の間適用猶予 On
			S57.5.31 以前	S57.6.1 以降 S60.9.9 以前	S60.9.10 以降 H2.9.9 以前	H2.9.10 以降 H10.6.30 以前	H10.7.1 以降	
ボイラー 液体燃料(重油・灯油等)専焼並びにガス及び液体燃料混焼	20以上	4	0.07		0.05			—
	4～20		0.18		0.15			
	1～4		0.25					
	1未満	0s	0.30					4
小型ボイラー	—	0s	当分の間適用猶予		0.50	0.30		4
骨材乾燥炉	直接熱風 乾燥炉	2以上	0.50					—
		2未満	0.60	0.50				
	直接熱風 乾燥炉以外	2以上	0.50					
		2未満	0.60	0.50				
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/h 以上	0.08				0.04	—
		2 t/h 以上 4 t/h 未満	0.15				0.08	
		2 t/h 未満	0.25				0.15	

(注) 1. 小型ボイラーで軽質液体燃料(A重油、灯油、軽油又はアルコール等)を使用するものは、当分の間適用猶予。

2. 乾燥炉は、銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いるもの及びトリポリリン酸ナトリウム製造用のものを除く。

〔備考〕 上表に掲げるばいじんの排出基準値は次の式で換算された値である。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : ばいじん濃度 (g/Nm³)

O_n : 標準酸素濃度 (%) 上表のO_n欄のとおりとする。

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

ただし、20%を超える場合にあっては20%とする。

C_s : 測定された排出ガス中のばいじん濃度 (g/Nm³)

(3) 窒素酸化物の排出基準

(大気汚染防止法施行規則別表第三の二)

主な施設の種類	排出ガス量区分 万N m ³ /h	O _n %	排出基準 (c m ³ / N m ³)							
			S48. 8. 9 以前	S48. 8. 10 以降 S50. 12. 9 以前	S50. 12. 10 以降 S52. 6. 17 以前	S52. 6. 18 以降 S52. 9. 9 以前	S52. 9. 10 以降 S54. 8. 9 以前	S54. 8. 10 以降 S60. 9. 9 以前	S60. 9. 10 以降 H 2. 9. 9 以前	H2. 9. 10 以降
ボイラー 〔小型ボイラーを除く〕	ガス専焼	50以上	130		100	60				
		10~50	130		100					
		4~10	130			100				
		1~4	150		130					
		1未満	150							
	液体燃焼	50以上	180		150	130				
		4~50	190	180	150					
		1~4	250		150					
		1未満	250				180			
	小型ボイラー	固体燃焼		当分の間適用猶予					350	
液体燃焼			当分の間適用猶予					300	260	
乾燥炉		16	250			230				
廃棄物焼却炉	連続炉	4以上	300			250				
		4未満	300			250				
	その他	4以上				250				

- (注) 1. 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり、液体・固体混焼を含まない。
 2. 液体燃焼ボイラーで、昭和52年9月10日以前に設置された、排出ガス量が0.5万N m³/h未満の過負荷燃焼型は適用除外。
 3. 小型ボイラーで軽質液体燃料（A重油、灯油、軽油又はアルコール等）を燃料とするものは適用除外。
 4. 乾燥炉は、銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いるもの及びトリポリリン酸ナトリウム製造用のものを除く。
 5. 廃棄物焼却炉とは、浮遊回転燃焼方式によるもの（連続式に限る）及びニトロ化合物、アミノ化合物、若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量が4万m³未満の連続炉に限る）以外の廃棄物焼却炉。

〔備考〕 上表に掲げる窒素酸化物の排出基準値は、次の式で換算された値である。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 窒素酸化物の濃度 (c m³/N m³)

O_n : 標準酸素濃度 (%) 上表のO_n欄のとおりとする。

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)
 ただし、20%を超える場合にあっては20%とする。

C_s : 窒素酸化物の実測値。(c m³/N m³)

(4) 水銀及びその化合物の排出基準

廃棄物焼却炉の排出基準

(大気汚染防止法施行規則別表第三の三)

対 象 施 設	対 象 規 模	排出基準 (μg/Nm ³)	
		新規	既存
①廃棄物焼却炉 (専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。)	火格子面積が2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり 200kg 以上のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切なし	50	100

2. 水質汚濁に係る一律排水基準

(1) 有害物質に係る排水基準

(排水基準を定める省令別表第一)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l	
シアン化合物	1 mg/l	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l	
有機リン化合物 (パラチオン、メチパラチオン、メジメト及びEPNに限る)	1 mg/l	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l	
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l	
鉛及びその化合物	0.1 mg/l	チウラム	0.06 mg/l	
六価クロム化合物	0.5 mg/l	シマジン	0.03 mg/l	
砒素及びその化合物	0.1 mg/l	チオベンカルブ	0.2 mg/l	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l	ベンゼン	0.1 mg/l	
		セレン及びその化合物	0.1 mg/l	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	海域以外	10 mg/l
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l		海域	230 mg/l
トリクロロエチレン	0.1 mg/l	ふっ素及びその化合物	海域以外	8 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l		海域	15 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l			
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l			
備考		1,4-ジオキサン		0.5 mg/l

1. 「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準値は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

(2) 生活環境項目に係る排水基準

(排水基準を定める省令別表第二)

項目	許容限度	項目	許容限度
pH	海域以外	フェノール類含有量	5 mg/l
	海域	銅含有量	3 mg/l
BOD	160 mg/l(日間平均 120 mg/l)	亜鉛含有量	2 mg/l
COD	160 mg/l(日間平均 120 mg/l)	溶解性鉄含有量	10 mg/l
SS	200 mg/l(日間平均 150 mg/l)	溶解性マンガン含有量	10 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	クロム含有量	2 mg/l
油分 (ノルマルヘキサン抽出物質含有量)	鉱油類	リン含有量	16 mg/l(日間平均8 mg/l)
	動植物油脂類	窒素含有量	120 mg/l(日間平均60 mg/l)
備考			

1. この排水基準は、1日当りの平均的な排水の量が50 m³以上の工場・事業場に適用する。
ただし、リンについては、オンネ沼、タンネ沼、長節湖、ヒキウス沼、牧の内ダム貯水池の湖沼及び風蓮湖並びにそれに流入する公共用水域において適用される。また、窒素については、長節湖及び風蓮湖並びにそれに流入する公共用水域において適用される。

2. 工場又は事業場のうち河川に水を排出するものについてはCOD、湖沼又は海域に水を排出するものについてはBODに係る排水基準は適用しない。

3. 上乗せ排水基準が適用される項目については、この基準は適用されない。

(3) 上乗せ排水基準〔北海道が条例で定める排水基準：関係分のみ〕

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表第2)

適用区域	項目 対象業種	COD (mg/l)		S S (mg/l)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
根 室 海 域	水産食料品製造業(20 m ³ 以上 50 m ³ 未満)	1,300	1,000	—	—
	魚粉飼料製造業〔フィッシュソリュブル製造業を含む〕(20 m ³ 以上 50 m ³ 未満)	780	600	—	—
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	40	30	90	70
	し尿浄化槽(処理対象人員 501 人以上)	40	30	90	70
	下水道終末処理施設(活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの。)	—	20	—	70

3. 騒音・振動に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準〔北海道が定める規制基準〕

(騒音規制法の規定により特定工場等において発生する騒音の規制基準(S46. 11. 29 北海道告示第 3169 号))

時間区分 区域区分	朝・夕	昼間	夜間
	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午前8時から 午後7時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
第1種区域	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	45 デシベル	55 デシベル	40 デシベル
第3種区域	55 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

(注) 基準値は特定工場の敷地境界線での値である。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第3種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準〔北海道が定める規制基準〕

(振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の設定(S53. 3. 29 北海道告示第 784 号))

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日午前 8 時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 1. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として次のように区分されている。

- (1) 第 1 種区域： 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- (2) 第 2 種区域： 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域 及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の 生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

2. 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 50m 内においては、それぞれの規制値から 5 デシベルを減じた値が適用される。

(3) 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(S43. 11. 27 建設省告示第 1 号))

(振動規制法施行規則別表第一)

基準の 区分 種 類	騒音・ 振動の 大きさ	夜 間 作 業		1 日 の 作 業 時 間		作 業 時 間
		第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1・2 号区域
騒音規制法	8 5 デシベル	午後 7 時から午前 7 時まで行わないこと	午後 10 時から午前 6 時まで行わないこと	1 0 時間を超えて行わないこと	1 4 時間を超えて行わないこと	連続して 6 日を超えて行わないこと
振動規制法	7 5 デシベル					

(注) 1. 騒音・振動の大きさは、特定建設作業の敷地境界線での値。

2. 日曜日その他の休日の作業は行わないこと。

3. (1) 騒音規制法の規制

- ・ 第 1 号区域：騒音規制法の規定により指定された第 1 種区域と第 2 種区域の全域、並びに第 3 種区域と第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内。
- ・ 第 2 号区域：第 3 種区域と第 4 種区域であって、第 1 号区域以外の区域。

(2) 振動規制法の規制

- ・ 第 1 号区域：振動規制法の規定により指定された第 1 種区域の全域、並びに第 2 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内。
- ・ 第 2 号区域：第 2 種区域であって、第 1 号区域以外の区域。

(4) 自動車騒音に係る要請限度

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

- (注) 1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。
2. 要請限度の測定は、連続する7日間のうち、当該自動車騒音を代表すると認められる3日間について行うものとする。

根室市長が定める区域の区分

(H24.3.30 根室市告示第19号)

a区域	騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域(指定地域)のうち、第1種区域及び第2種区域(第2種区域にあつては、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。)
b区域	指定地域のうち、第2種区域(a区域として定める地域を除く。)
c区域	指定地域のうち、第3種区域(都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域を除く。)及び第4種区域(都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域を除く。)

(5) 道路交通振動に係る要請限度

(振動規制法施行規則別表第二)

(H24.3.30 根室市告示第20号)

区域区分	時間区分	
	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

- (注) 第1種区域及び第2種区域とは、振動規制法に基づく指定地域の区域区分をいう。
(資料18ページの「(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準」を参照。)

4. 悪臭に係る規制基準

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

(H24. 3. 30 根室市告示第 21 号)

規制物質	A区域 (単位 ppm)	規制物質	A区域 (単位 ppm)
アンモニア ※	1	イソバレルアルデヒド ※	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール ※	0.9
硫化水素 ※	0.02	酢酸エチル ※	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン ※	1
二硫化メチル	0.009	トルエン ※	10
トリメチルアミン ※	0.005	スチレン ※	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン ※	1
プロピオンアルデヒド ※	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド ※	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド ※	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルバルレルアルデヒド ※	0.009	イソ吉草酸	0.001

1. 敷地境界線における規制基準は、調香師（香料等の製造にあたる臭いの専門家）による嗅覚試験を基礎として次に示す6段階臭気強度表示法と濃度の関係から定められており、A区域は臭気強度2.5に対応する濃度とし、B区域は臭気強度3に、C区域は臭気強度3.5にそれぞれ対応する濃度としたものです。

2. 根室市の規制地域は、A区域のみの指定です。

(2) 気体排出口における規制基準

(悪臭防止法施行規則第3条)

排出口規制の対象は、※印の物質

$$q = 0.108 \times H e^2 \times C m$$

の式により、特定悪臭物質ごとに流量を算出。

q : 温度0℃、圧力1気圧の状態に換算した流量 (m³/時)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 敷地境界線における規制基準値 (ppm)

・補正された排出口の高さが5m未満となる場合、この式は適用されない。

(3) 排出水中における規制基準

(悪臭防止法施行規則第4条及び別表第二)

$$CL_m = k \times C_m$$

の式により、特定悪臭物質の種類ごとに排出水中の濃度を算出。

CL_m : 排出水中の悪臭物質濃度の許容限度 (mg/ℓ)

k : 悪臭物質の種類及び事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに定める値

【下表】 (mg/ℓ)

C_m : 敷地境界線における規制基準値 (ppm)

排出水の規制対象物質名	k		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	1.6	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	3.2	6.9	1.4
二硫化メチル	6.3	1.4	2.9

(注) Q (単位: m³/s) は、事業場の敷地外へ排出される排出水の量を表す。

(4) 官能試験法による悪臭対策指導要綱に定める指導基準値

(S59.3.31 北海道生活環境部制定)

①工場等の敷地境界における指導基準値

②工場等の気体排出口における指導基準値

区域区分	臭気指数
A	1.0
B	1.4
C	1.8

区域区分	臭気指数
A	3.0
B	3.4
C	3.8

- ・ 区域区分 (A、B、C) は、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた区域区分である。
- ・ 臭気指数とは、においのある空気を無臭の空気で臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率 (臭気濃度) を次のように変換したものである。

$$Z = 10 \log Y$$

Y : 臭気濃度

Z : 臭気指数

- ・ 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

(参考)

・ 6段階臭気強度表示法

臭気強度	に お い の 程 度
0	無 臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

5. ダイオキシン類に係る排出基準

(1) ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる廃棄物焼却炉

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条及び別表第一)

火床面積が0.5平方メートル以上、又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上
(施設に2以上の焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの合計)

(2) ダイオキシン類の汚染状況測定及び排出規制基準 (ダイオキシン類対策特別措置法第28条)

廃棄物焼却炉の設置者は排出ガス、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻について、加えて、排出ガスを洗浄する施設などを設置している場合にあつては、事業場から排出される排水について、含まれるダイオキシン類の量を毎年1回以上自主測定し、その結果を報告しなければなりません。なお、その結果は公表されることになります。

① 排出ガスの基準値 (ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第一及び附則別表第二)

廃棄物焼却炉の 焼却能力	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
	新施設 (H12.1.15以降)	既施設 (H12.1.15以前)
4 t/時間 以上	0.1	1
2 t～4 t/時間	1	5
2 t/時間 未満	5	10

(注) H12.1.15時点で既に設置されている施設が既設、H12.1.15以降に設置された施設は新施設。

② 事業場から排出される排水の基準値 (ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第二)

廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設(汚水又は廃液を排出するもの)に係る事業場排水	10 (pg-TEQ/l)
---	---------------

(注) 排出基準は、特定事業場から公共用水域に排出される排水について排出口毎に適用される。

③ ばいじん等の基準値 (ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第7条の2)

(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第五)

廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他の燃え殻、廃ガス洗浄施設汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	3 (ng-TEQ/g)
---	--------------

(注) 1. セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行っているものについては、基準を適用しない。
2. 基準に適合しない場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条の『特別管理産業廃棄物』に指定される。